

広島市建設工事請負契約約款（単価契約）第 26 条第 1 項（単品スライド条項）の運用について

本市では、総価契約工事において、工事請負額に大きな影響を及ぼす価格上昇が見られる資材について、広島市建設工事請負契約約款第 25 条第 5 項（単品スライド条項）の運用を定め適用を行っていますが、単価契約工事においても、契約単価に大きな影響を及ぼす価格上昇が見られる資材について、広島市建設工事請負契約約款（単価契約）第 26 条第 1 項（単品スライド条項）の運用を定めました。

1. 対象となる工事資材

契約単価に大きな影響を及ぼす価格上昇が見られる資材

鋼材類、燃料油	平成 20 年 6 月以降を対象とする。
その他	平成 20 年 10 月以降を対象とする。

2. 適用開始日

平成 21 年 1 月 30 日

3. 対象となる工事

資材の変動額が、2 月末までの支払総額の 1 % 以上変動した工事。

4. その他

単価契約工事における単品スライド条項の適用についての取扱いは、原則として総価契約工事の取扱いに準ずるものとし、単品スライド変更額に応じて契約単価を変更する。

【概念図】

